



流山市監査委員告示第13号

隨時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年12月26日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教学第1025号

令和4年12月9日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会 教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第118号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第118号		
監査の種別	隨時監査（学校事務）		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部学校教育課	意見	<p>流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金の実績報告について、所管部課において補助対象事業に要した経費の支払いを証する書面の確認が行われていなかった。公金の支出の透明性を確保する観点からも所管部課において使途を確認し、補助対象経費としての妥当性を厳正に判断することが重要である。補助金が公金である以上、予算執行において常に適正化が求められるものであることを踏まえ、市政への信頼確保のために、実績報告書とともに領収書等の添付を義務付けるなど、チェック体制が強化されるよう、当該補助金要綱に定める実績報告書類の見直し、改善を求める。</p>	<p>実績報告の際の添付書類として、補助対象経費に係る領収書の写しを追加し、当該要綱の一部を改正しました。</p>

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。